

第 6 期 中央区自治協議会 委員選定の基本的な考え方（案）

○区自治協議会に期待される役割

①審議会としての役割

区役所が所掌する事務棟について、審議を行い、市に対して意見を述べ、市政・区政へ地域の意見を反映させる。

②地域代表としての役割

区自治協議会での審議内容を地域へ報告することや、地域課題等を情報共有することにより、今後の地域活動へ生かしていく。

○各号委員について

1号委員（コミ協選出者（山潟コミ協については、小学校が2校あるため2名の選出））

・現在、区内のすべてのコミ協から選出されているため変更しない。

2号委員（公共的団体等選出者）

・他区の状況を踏まえ検討する。

3号委員（学識経験者）

・中央区では地域教育コーディネーターを既に3号委員として選出しているので変更しない。

4号委員（公募委員）

・第2号委員の構成人数により検討する。

5号委員（市長が必要と認めた者）

・亀田郷土地改良区が区内に従たる事務所を有しなくなったため、1名減とする。